

○群馬県警察交通管制要綱の制定について（例規通達）

昭和52年4月1日

群本例規第7号（交規） 警察本部長

〔沿革〕 昭和60年8月群本例規第10号(務)、62年4月第7号(務)、平成4年6月第18号(務)、10月第30号(交規)、10年2月第4号(務)、11年3月第7号(務)、15年2月第2号(交規)、18年3月第9号(務)、19年5月第12号(務)、21年3月第14号(務)、22年3月第6号(務)、27年3月第8号(総企)、29年10月第22号(交規) 改正

（概要）

この規定は、群馬県交通管制センターの運用開始に伴い、本件警察の交通管制業務が真に交通の安全と円滑の確保及び交通に起因する障害の防止に資するものとして、交通管制センターを中心に迅速的確に実施されるよう必要な事項を定めたものである。

[件 名]

[日 付]

[文書番号]

[沿革]

(概要)